

那須塩原クリーンセンター長期包括運営業務

入札説明書

平成29年4月25日

(平成29年5月26日修正)

那須塩原市

目 次

第1 事業概要	2
1 発注者	2
2 担当部局	2
(1) 担当部局	2
(2) アドバイザー	2
3 業務名	2
4 業務場所	2
5 事業目的	2
6 事業期間等	2
7 施設の概要	3
8 業務範囲	6
(1) 運営準備業務	6
(2) 運転管理業務	6
(3) 維持管理業務	7
(4) 測定管理業務	7
(5) 防災管理業務	7
(6) その他関連業務	7
(7) 情報管理業務	8
第2 事業者選定の手続	10
1 契約締結までの流れ	10
2 契約締結までのスケジュール	11
3 入札説明書等に関する質疑応答	11
(1) 質疑の受付	11
(2) 質疑に対する回答	11
4 入札参加資格審査に関する書類の提出	12
(1) 提出期間	12
(2) 結果の通知	12
5 情報開示手続	12
(1) 配布・閲覧資料	12
(2) 現地見学会	13
6 民間事業者の入札参加資格要件	13
(1) 応募者の構成	13
(2) 応募者の入札参加資格要件	14
7 入札書類の提出	16
(1) 入札書類の構成	16
(2) 入札書類の提出	16
(3) 入札の辞退	16
(4) 入札の無効	16

(5) 入札に当たっての留意事項.....	17
(6) 入札書類の修正等の禁止.....	17
第3 落札者の決定等.....	17
1 選定委員会の設置.....	17
2 審査及び落札者決定方法.....	17
(1) 基礎審査.....	17
(2) 予定価格.....	18
(3) 非価格要素審査.....	18
(4) 価格審査（開札）.....	18
(5) 総合評価点の算定.....	18
(6) 総合評価点の通知及び説明請求.....	18
(7) 落札者の決定.....	18
3 落札者決定後の手続.....	19
(1) 基本協定の締結.....	19
(2) 契約詳細の協議.....	19
(3) 契約の締結.....	19
第4 入札保証金、契約保証金.....	19
1 入札保証金.....	19
2 契約保証金.....	19
第5 その他.....	19
1 費用負担.....	19
2 使用言語等.....	19

添付資料－1 配布及び閲覧資料

添付資料－2 落札者決定基準

本入札説明書は、那須塩原市（以下「市」という。）が、那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価落札方式指名競争入札により選定するに当たり（以下かかる入札を「本件入札」という。）、入札に参加しようとする者に交付するものである。

入札に参加しようとする者は、本入札説明書と同時に交付する「要求水準書」「様式集」「基本協定書（案）」「事業契約書（案）」及びこれらに関する質疑回答（以下「入札説明書等」という。）に従って提出書類の作成を行うものとする。

第1 事業概要

1 発注者

那須塩原市長 君島寛

2 担当部局

(1)担当部局

担当部局及びその連絡先は、以下のとおりとする。

- ① 担当部局：那須塩原クリーンセンター
- ② 住所：〒329-2802 栃木県那須塩原市墓沼 593 番地
- ③ 電話：0287-68-1881
- ④ FAX：0287-68-1882
- ⑤ Eメールアドレス：cleancenter@city.nasushiobara.lg.jp
- ⑥ ホームページ：<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

(2)アドバイザー

本件入札の業務に関し、担当部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

- ① 八千代エンジニアリング株式会社
- ② アンダーソン・毛利・友常法律事務所

3 業務名

那須塩原クリーンセンター長期包括運營業務

4 業務場所

栃木県那須塩原市墓沼 593 番地

5 事業目的

本事業は、本件入札により選定した民間事業者（以下「受託者」という。）に、市が収集する、あるいは市、市民、市の許可業者等が搬入する一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するために、那須塩原クリーンセンターの運転、備品・用役の調達、保守管理、修繕工事等（以下「長期包括運營業務」という。）を委託するものである。

6 事業期間等

事業期間は、運営準備期間及び運営期間で構成される。本事業における運営準備期間及び運営期間は以下のとおりとする。

- ① 運営準備期間 契約締結から平成 30 年 3 月 31 日

- ② 運営期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日
- ③ 事業期間 契約締結から平成 35 年 3 月 31 日

7 施設の概要

市は、那須塩原クリーンセンター（以下「本件施設」という。）を平成 19 年 2 月から平成 21 年 5 月にかけて整備し、このうちリサイクルセンターが平成 21 年 3 月に、熱回収施設が平成 21 年 5 月に竣工し、それぞれ供用を開始している。

本事業における、本件施設とは、**図 1** に示す事業敷地内に現存する施設、設備、構造物、植栽等のうち、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）」（以下「特措法」という。）上の指定廃棄物保管場所及び当該保管場所で保管している指定廃棄物を除く全てを指している。本件施設の概要をまとめると、**表 1** に示すとおりとなる。

市は、平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 5 か年を契約期間として、本件施設の長期包括運營業務を現在の契約者（以下「現契約者」という。）に委託している。

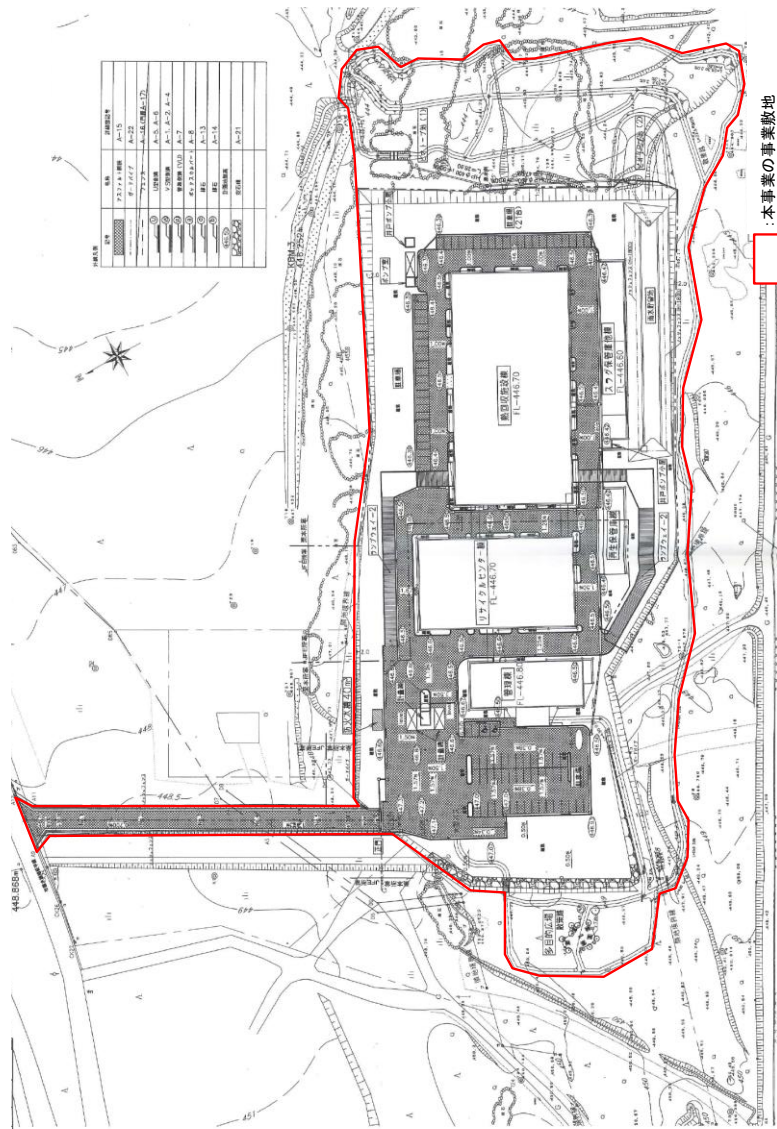


図 1 事業敷地図

表 1 本件施設の概要

名 称：那須塩原クリーンセンター	
所 在 地：栃木県那須塩原市暮沼 5 9 3 番地	
計量棟	① 形 式：マルチロードセル式（4点支持式） ② 数 量：2台 ③ 使用範囲：200kg～30,000kg ④ 目 盛：10kg ⑤ 計量装置：カードによる1回計量及び2回計量並びにキー操作による1回計量及び2回計量 ⑥ 屋 根：太陽光発電設備(10kW)
熱回収施設	① 規 模：ごみ焼却施設 140t/24h (70t/日×2系) 灰溶融施設 14t/24h ② 炉 形 式：ごみ焼却施設 全連続燃焼式ストーカ炉 灰溶融施設 電気抵抗式灰溶融炉 ③ 蒸気タービン設備：1,990kW ④ その他 ^(※)
リサイクルセンター	① 規 模：不燃性粗大ごみ破碎選別施設 3.2t/5h 不燃ごみ破碎選別施設 4.0t/5h びん・缶選別施設 10.8t/5h ペットボトル圧縮梱包施設 2.1t/5h 白色トレイ・白色発泡スチロール減容施設 0.2t/5h ② 処理方式：破碎、選別、圧縮梱包、減容 ③ その他 ^(※)
管理棟・関連施設	① 管 理 棟：建築面積 700.46m ² 、延床面積 1,679.45m ² 、RC造 ② 関連施設：車庫、各保管庫、構内道路、駐車場、外灯、構内案内板、環境学習施設、植栽散策路、ビオトープ池等 ③ その他 ^(※)

※ 各施設に付属する建築設備（照明、通信、換気、空調、エレベータ、消防、電気、給排水、井水揚水等）、事務室、居室、浴室、トイレ等

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、この影響を受けて本件施設で生成する溶融スラグについては、放射能濃度が高くなり、資源化に向けた流通が困難になったことから、平成 23 年 7 月より本件施設の灰溶融施設の運転を停止していた。ただし、こうした停止状態であっても、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態（以下「灰溶融施設運転停止状態」という。）を維持し、その後放射能濃度が低減してきたことを受けて平成 27 年 4 月から運転を再開している。

灰溶融施設の運転を停止している状態において、熱回収施設から排出される副生成物は焼却主灰と飛灰処理物である。一方で灰溶融施設の運転を実施している状態（以下「灰溶融施設運転状態」という。）において、熱回収施設から排出される副生成物は、飛灰処理物、溶融スラグ及び溶融不適物である。これらの放射能濃度の測定実績を表 2 に示す。

表2 本件施設の副生成物の放射能濃度測定結果

単位Bq/kg

測定年月		主灰	飛灰処理物	溶融スラグ	溶融不適物
平成25年度	4月	1,030	10,400	-	-
	5月	1,740	9,600	-	-
	6月	1,130	10,800	-	-
	7月	1,160	9,100	-	-
	8月	1,160	6,800	-	-
	9月	600	6,200	-	-
	10月	790	5,900	-	-
	11月	1,070	7,300	-	-
	12月	290	5,500	-	-
	1月	460	3,090	-	-
	2月	380	2,640	-	-
	3月	280	4,100	-	-
	平成26年度	4月	720	5,500	-
5月		500	7,100	-	-
6月		820	4,400	-	-
7月		730	4,500	-	-
8月		310	3,080	-	-
9月		490	4,400	-	-
10月		680	4,180	-	-
11月		330	3,810	-	-
12月		220	2,960	-	-
1月		220	2,360	-	-
2月		190	1,940	-	-
3月		250	2,690	-	-
平成27年度		4月	-	3,100	140
	5月	-	3,810	290	810
	6月	-	3,230	230	400
	7月	-	2,410	240	210
	8月	-	2,610	180	650
	9月	-	2,370	250	420
	10月	-	2,710	170	320
	11月	-	2,710	160	150
	12月	-	1,730	180	1,000
	1月	-	1,820	60	400
	2月	-	1,450	40	120
	3月	-	1,820	90	230
	平成28年度	4月	-	2,270	141
5月		-	2,860	186	378
6月		-	3,060	242	160
7月		-	2,140	230	285
8月		-	2,250	251	341
9月		-	2,120	197	358
10月		-	2,350	212	172
11月		-	2,120	110	165
12月		-	1,950	85	800
1月		-	1,290	41	185

※放射能濃度は、セシウム-134とセシウム-137の合計値

※検出下限濃度は、セシウム-134とセシウム-137共に20Bq/kg

平成25年7月以前は、飛灰処理物の放射能濃度が8,000Bq/kgを超えることがあり、この飛灰処理物は特措法上の指定廃棄物に該当するため、同法の保管基準に従って、本件施設に保管し続けている状況にある。

市は、何らかの原因により、放射能濃度が高くなり、灰溶融施設の稼働が困難な状況に至った場合等においては、灰溶融施設運転停止状態に移行する場合や、灰溶融施設の稼働を断念し、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等の維持をやめた状態（以下「灰溶融施設運転中止状態」という。）に至る場合も考えられる。

そこで、本件入札については、灰溶融施設運転状態を前提として行い、市と受託者はこれに基づいて事業契約を締結するものとするが、市の方針決定、指示により灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態に変更した場合に応じて、一部の業務や委託料を変更できる仕組みを取り入れる予定である。こうした場合に変更する業務内容については要求水準書に記載している。委託料の改定方法については事業契約書（案）に記載している。

なお、本件施設の熱回収施設は、特措法における特定一般廃棄物処理施設に該当するため、市は同法及び同法施行規則で義務づけられている排ガス中の放射能濃度及び各種副生成物の放射能濃度の測定を実施している。その他放射能関係については、本件施設の放射線空間線量測定を実施しているほか、指定廃棄物の保管状況についてモニタリングを実施している。

また、現契約者の運転員は放射能被ばく量を測定するため、放射能測定バッジを着用している。

【灰溶融施設の稼働状態別本件施設の運転状態の定義等】

灰溶融施設の稼働状態	本件施設の運転状態の定義	備 考
・灰溶融施設を運転している状態	・灰溶融施設運転状態	・本件入札条件
・灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等を維持することにより速やかな再稼働に向けた準備をしている状態	・灰溶融施設運転停止状態	・放射能濃度が高いことにより、溶融スラグの資源化が困難となる状況に至った場合等に想定される状態
・灰溶融施設の再稼働を断念し、灰溶融施設の通電状態、運転人員の確保等の維持をやめた状態	・灰溶融施設運転中止状態	・市が特措法上の指定廃棄物の非生成を最優先する方針に至った場合等に想定される状態

8 業務範囲

受託者の行う長期包括運営業務の概要は、以下のとおりである。これらの詳細については、本入札説明書と同時に交付する「要求水準書」を参照のこと。

(1) 運営準備業務

- ① 運営準備業務実施計画書の作成
- ② 長期包括運営業務に必要な人員の確保
- ③ 長期包括運営業務に係る資料内容の確認
- ④ 本件施設の状況調査

(2) 運転管理業務

- ① 受付・計量業務
- ② 熱回収施設に係る運転管理業務
 - a 搬入管理
 - b 運転条件
 - c 適正処理
 - d 適正運転

- e 運転管理体制
- f 運転計画の作成
- g 運転管理マニュアル
- h 運転管理記録の作成
- i 副生成物の保管、運搬等

③リサイクルセンターに係る運転管理業務

- a 搬入管理
- b 運転条件
- c 適正処理
- d 適正運転
- e 運転管理体制
- f 運転計画の作成
- g 運転管理マニュアル
- h 運転管理記録の作成
- i 副生成物の保管、運搬等

(3)維持管理業務

①保守管理

- a 保守管理計画書の作成
- b 保守管理の実施
- c 保守管理実施の報告

②修繕工事

- a 補修工事
- b 更新工事
- c 保全工事

③精密機能検査への協力

④清掃

⑤維持管理マニュアル

⑥特定部品の調達

(4)測定管理業務

①測定管理マニュアル

(5)防災管理業務

- ①二次災害の防止
- ②緊急対応マニュアルの作成
- ③自主防災組織の整備
- ④防災訓練の実施
- ⑤事故報告書の作成

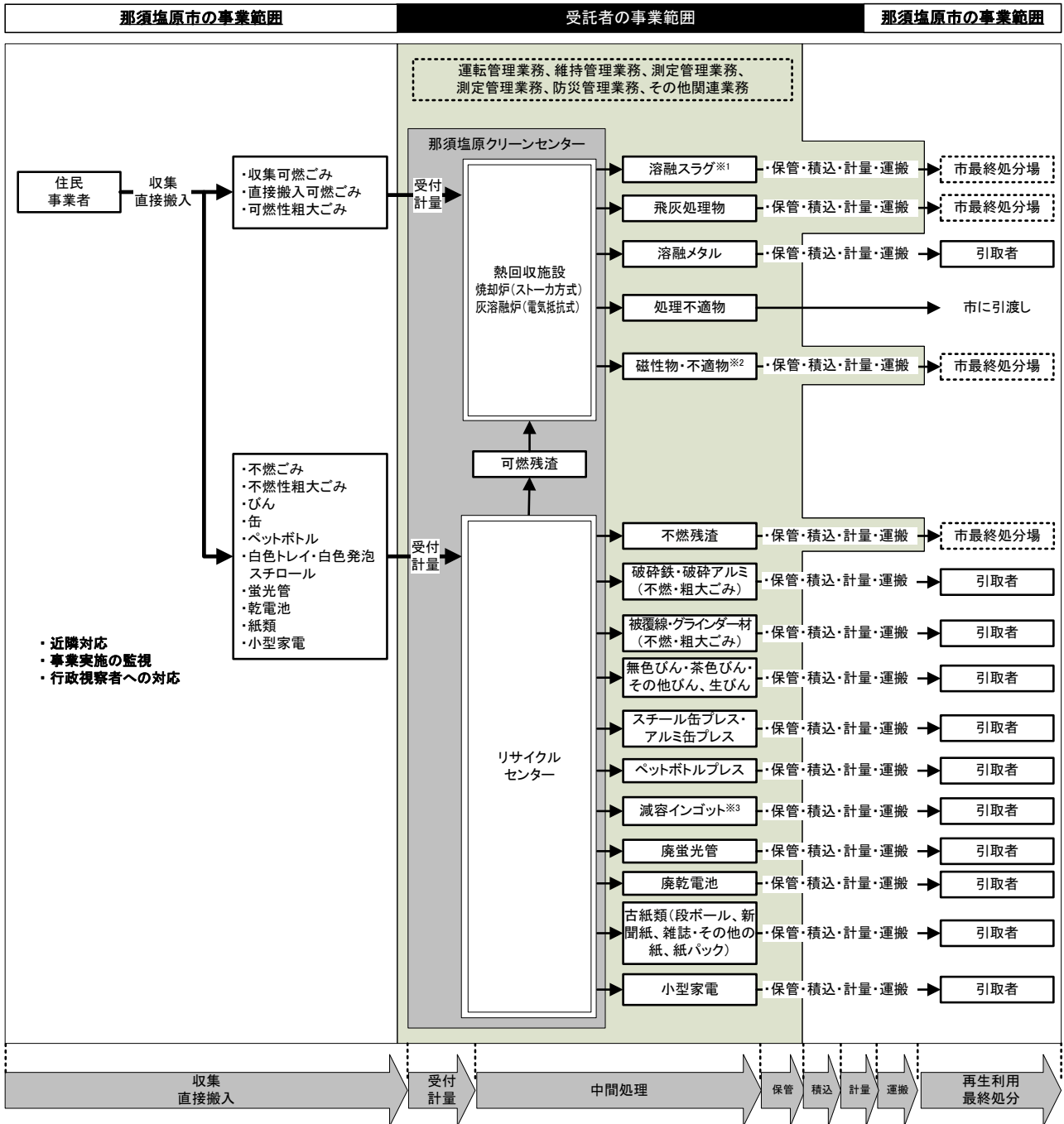
(6)その他関連業務

- ①植栽管理
- ②保険

- ③見学者への対応
- ④地域住民への対応
- ⑤放射能対応
- ⑥その他関連業務マニュアル

(7)情報管理業務

- ①運営体制
- ②運営マニュアル
- ③運転
- ④保守管理
- ⑤補修工事
- ⑥更新工事
- ⑦保全工事
- ⑧作業環境管理
- ⑨清掃実施
- ⑩測定管理
- ⑪施設情報管理
- ⑫業務完了報告
- ⑬その他管理記録報告



※1 溶融スラグは、放射能濃度が下がり、引取者へ売却が可能となった場合には、受託者は保管までを行い、積込み以降は市の業務範囲となる。この場合の委託料については協議とする。なお、灰溶融施設を修繕工事等で運転を停止する場合は、受託者が焼却主灰を市最終処分場まで搬出する。
 ※2 磁性物・不適用物については、引取者が磁性物を選別し、その後の残渣は受託者が市最終処分場まで運搬する。
 ※3 減容インゴットは、白色トレイ・白色発泡スチロールを減容した後の生成物。

図2 業務範囲の概要(灰溶融施設運転状態)

第2 事業者選定の手続

1 契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、**図3**に示すとおりである。

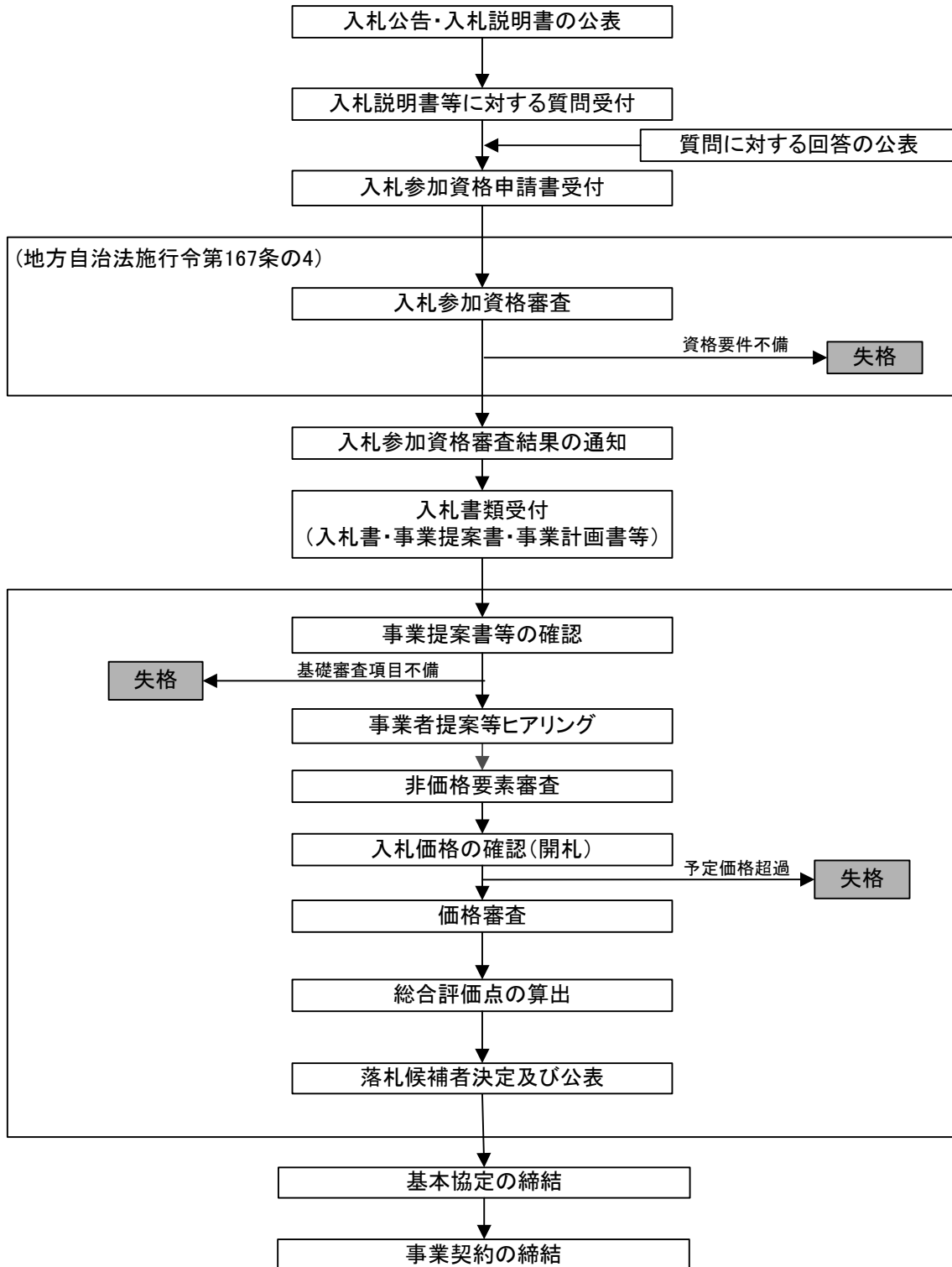


図3 入札公告から契約締結までのフロー

2 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、下記のとおり予定している。

表3 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	平成29年4月25日（火）
② 入札説明書等に対する質疑受付期限	平成29年5月12日（金）
③ 入札説明書等に対する質疑への回答	平成29年5月26日（金）
④ 入札参加資格審査に関する書類の提出	平成29年5月30日（火）
⑤ 入札参加資格審査結果の通知	平成29年6月2日（金）
⑥ 現地見学・情報開示	平成29年6月7日（水）～ 平成29年6月13日（火）
⑦ 事業提案書等の提出期限	平成29年7月5日（水）
⑧ 落札者の決定	平成29年8月上旬
⑨ 基本協定の締結	平成29年8月上旬
⑩ 事業契約の締結	平成29年9月下旬

なお、上記スケジュールは、入札手続に参加する民間事業者（以下「応募者」という。）の提出資料の状況、那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

3 入札説明書等に関する質疑応答

応募者は、入札説明書等について、次のとおり質問書を提出することができる。市は受け付けた質問書に対して、FAXにて回答する。

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

平成29年4月25日（火）から5月12日（金）17時まで

イ 質疑の方法

入札説明書等について質疑のある者は、様式1「入札説明書等への質疑書」に、その内容を記載し、電子メールにより提出すること。電子メールのあて先は担当部局の電子メールアドレスとし、電子メールの件名は「(応募者名) 入札説明書等への質疑書」とすること。

受理しているかどうかの確認は担当部局が行い、受信確認後、担当部局から受信確認の電子メールを返信する。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答日

平成29年5月26日（金）

イ 回答方法

市からFAXにて応募者全員へ回答する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するとは限らない。

4 入札参加資格審査に関する書類の提出

応募者は、入札参加資格審査に関する書類を提出すること。なお、提出については、様式2「入札参加資格審査に関する提出書類」に記入の上、代表企業が担当部局へ持参するものとする。

(1)提出期間

平成29年4月25日（火）から5月30日（火）17時まで

(2)結果の通知

平成29年6月2日（金）に応募者へ通知する。

5 情報開示手続

(1)配布・閲覧資料

情報開示を希望する応募者に対して、以下のとおり添付資料-1に示す配布資料を配布し、閲覧資料の閲覧を認めるものとする。なお、申込みについては、様式3-1「参考資料の配布申込書」及び様式3-2「参考資料の閲覧申込書」に記入の上、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「(応募者名) 配布・閲覧申込書」とすること。また、閲覧する当日に様式3-3「情報開示に係る誓約書」を持参すること。

ア 申込期間

平成29年6月2日（金）から平成29年6月5日（月）16時まで

イ 配布・閲覧期間

平成29年6月7日（水）から平成29年6月13日（火）までの期間とする。

ウ 配布・閲覧時間

9時から17時まで

エ 配布・閲覧場所

那須塩原クリーンセンター

オ 閲覧に当たっての注意事項

- ① 閲覧は、午前又は午後の3時間を1単位とし、1単位までとする。閲覧日については、閲覧希望日を参考として市で日程を調整の上、平成29年6月6日（火）に申込みのあった各応募者へ通知する。閲覧日は後述する現地見学会の見学日と同一日とする。
- ② 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

- ③ 閲覧に当たっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は一切認めない。
- ④ 閲覧への参加者は 10 名以内とする。閲覧に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。
- ⑤ 閲覧の際に様式 3-3 「情報開示に係る誓約書」の提出が無い場合には、閲覧を行わせないものとする。

(2)現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。なお、申込みについては、様式 3-4 「現地見学会への参加申込書」に記入の上、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「(応募者名) 現地見学会申込書」とすること。また、現地見学会の当日に様式 3-5 「現地見学会に係る誓約書」を提出すること。

ア 申込期間

平成 29 年 6 月 2 日 (金) から平成 29 年 6 月 5 日 (月) 16 時まで

イ 現地見学会の期間

平成 29 年 6 月 7 日 (水) から平成 29 年 6 月 13 日 (火) までの 9 時から 17 時までとする。

ウ 現地見学会に当たっての留意事項

- ① 見学会は、午前又は午後の 3 時間を 1 単位とし、1 単位までとする。見学日は前項の参考資料の配布・閲覧と同一日とする。市で日程を調整の上、平成 29 年 6 月 6 日 (火) に申込みのあった各応募者へ通知する。
- ② 現地見学会では、カメラ・ビデオなどの記録媒体の一切の使用や寸法取りを認めない。
- ③ 見学会への参加者は 10 名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。
- ④ 見学の際に、様式 3-3 「情報開示に係る誓約書」の提出がない場合には、施設の見学は行わせないものとする。

6 民間事業者の入札参加資格要件

応募者は、以下の資格を全て満たしていなければならない。また、市は応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1)応募者の構成

応募者の構成は以下に示すとおりとする。

- ① 応募者は、本事業を実施する予定の単独企業又は複数の企業で構成するものとする。
- ② 応募者は、入札参加資格申請時に各企業の担う役割を明らかにすること。
- ③ 応募者は、「p15 (2) イ運營業務に係る実績」に示す要件を全て兼ね備える 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、本事業の入札に単独で応募する企業は、代表企業を兼ねることとする。

- ④ 応募者の構成の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業を除き市の承諾を得て変更することができる。
- ⑤ 応募者を構成する企業が、他の応募者を構成する企業になることはできない。
- ⑥ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止とする。
- ⑦ 応募者を構成する企業は、市の入札参加資格者名簿に登録がされていること。
- ⑧ 代表企業は、共同企業体（JV）での参加は認めない。

(2)応募者の入札参加資格要件

ア 共通事項

応募者を構成する企業は全て、入札参加資格申請書の提出時点において、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者
- ③ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ④ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実がなく、経営状況が健全であると認められる者
- ⑤ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- ⑧ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑨ 市の指名停止措置を受けていない者
- ⑩ 「第 1 2 担当部局」に示す本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑪ 選定委員会の委員が所属しない企業
- ⑫ 落札者の決定に関する公表までの期間に、委員会の委員と接触を試みていない者

- ⑬ 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、密接関係者（那須塩原市暴力団排除条例第2条(5)に規定する密接関係者をいう。）若しくは暴力団員等（同条例第2条(6)に規定する暴力団員等をいう。))ではない者。

イ 運營業務に係る実績

代表企業は以下に示す全ての実績の要件を満たしていなければならない。

- ① 入札公告の前日時点で、以下に示す要件を全て満たす地方公共団体が所有する一般廃棄物処理施設のPFI方式、DBO方式及び長期包括的運営管理委託方式のいずれかによる契約を、元請（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）として受注した実績を有すること。
- ア 蒸気タービン発電設備を有すること。
 - イ 処理方式は全連続燃焼式ストーカ方式（ストーカ+灰溶融方式も含む）であること。
 - ウ 施設規模は100t/日以上であること。
 - エ 2炉以上の複数炉構成であること。
- ② 入札公告の前日時点で、地方公共団体が所有する一般廃棄物を対象としたマテリアルリサイクル推進施設等（粗大ごみ、不燃ごみ、資源等のいずれか又は全てを破砕・選別・圧縮を行う施設）のPFI方式、DBO方式及び長期包括的運営管理委託方式のいずれかによる契約を、元請（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）として受注した実績を有すること。

ウ 入札参加資格確認基準日

- ① 入札参加資格確認基準日は、本事業への入札参加資格審査書類の提出時から事業契約締結時に至るまでの期間とする。
- ② 入札参加資格審査書類の提出日から事業提案書等の提出日までの間、応募者を構成する企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者は、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ③ 事業提案書等の提出日の翌日から落札者決定日までの間、応募者を構成する企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該応募者が、入札参加資格を欠いた企業に代わって入札参加資格を有する企業を補充し、市が入札参加資格を確認し、事業契約締結後の運營業務に支障を来さないと判断した場合は、当該応募者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する企業の入札参加資格確認基準日は、当初の企業が入札参加

資格を欠いた日から事業契約締結時に至るまでとする。

7 入札書類の提出

(1)入札書類の構成

応募者は入札書、非価格要素審査に係る提案書類（以下「非価格要素資料」という。）等の本事業に対する提案書類（以下、総称して「入札書類」という。）を提出する。（入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。）入札書類の構成は以下のとおりとする。

以下に示す入札書類のうち、①については正本1部を、②③④については正本1部、副本8部、CD-R2部を提出すること。提出方法等の詳細は、「提出書類の作成・提出要領」に従うこと。

- ① 入札書（様式4）
- ② 基礎審査確認書に関する提出書類（様式5）
- ③ 事業提案書に関する提出書類（様式6）
- ④ 事業計画書に関する提出書類（様式7）

(2)入札書類の提出

入札に参加する応募者は、入札書類を以下のとおり持参すること。平成29年7月5日（水）の17時までに担当部局に必着とする。郵送及び電送によるものは受付けない。

- ① 受付時間：9時から17時まで
- ② 注意事項
 - CD-R への格納の条件は次のとおりとする。
 - ・CD-R：Windows フォーマット
 - ・使用アプリケーション：Microsoft Word・Excel

(3)入札の辞退

入札参加資格審査を合格した応募者は、入札を辞退することができる。辞退する場合は、平成29年7月5日（水）まで（期間中の市の休日を除く）に様式8「入札辞退届」を担当部局に持参すること。

(4)入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者が行った入札
- ② 入札保証金を納めるべき場合に、当該入札保証金を納めない者又は不足する者が行った入札
- ③ 入札書が所定の場所に、所定の日時までに到達しない入札
- ④ 同一事項に対し2以上行った入札又は2以上の意思表示をした入札
- ⑤ 入札書に記名押印がない入札又は記名押印が不明瞭で判読し難い入札
- ⑥ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- ⑦ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ⑧ 代理人が2人以上の代理をして行った入札

- ⑨ 数人が共同して行った入札
- ⑩ 入札に際し、虚偽又は不正の行為があったとき
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5)入札に当たっての留意事項

入札に当たって、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、入札手続を延期、中止、又は取り消すことがある。

(6)入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、この規定は審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

第 3 落札者の決定等

1 選定委員会の設置

市は、審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、選定委員会を設置している。選定委員会を構成する委員は、以下のとおりである。

なお、応募者が、落札者決定前までに選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

表 4 選定委員会を構成する委員

氏 名	役 職	摘 要
荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長	学識経験者
安田 憲二	東京工芸大学 非常勤講師	学識経験者
高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	法律関係者
片桐 計幸	那須塩原市 副市長	行政関係者

2 審査及び落札者決定方法

添付資料-2に示す「落札者決定基準」に基づき、以下により審査を行い落札者が決定される。

(1)基礎審査

提出された入札書類について、選定委員会において以下のとおり基礎審査を行う。

- ① 必要な書類がそろっているか
- ② 書類間で整合しているか
- ③ 要求水準を満たした事業提案がなされているか

(2) 予定価格

予定価格は 5,441,540,000 円（税抜き）とする。

(3) 非価格要素審査

(1)の基礎審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について選定委員会において審査を行い、非価格要素点を決定する。非価格要素審査に当たって、選定委員会は入札参加者全員に対してヒアリングの実施を予定している。ヒアリングの詳細については入札参加者に別途通知する。

(4) 価格審査（開札）

市は、非価格要素審査と同一日に価格審査（開札）を行う。

開札は非価格要素審査の終了後、最終審査対象者又はその代理人立会いの下で行うものとし、最終審査対象者又はその代理人が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立会わせる。最終審査対象者の入札価格について、落札者決定基準により価格点を算出する。

(5) 総合評価点の算定

(3)で決定した非価格要素点と(4)で算出した価格点から落札者決定基準により総合評価点を算定し、総合評価点の最も高い者を落札候補者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素点が高い者を選定する。非価格要素点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

(6) 総合評価点の通知及び説明請求

ア 総合評価点の通知

総合評価点は、入札参加者全員に対して電子メールにより送付するとともに、書留郵便又は配達記録郵便にて送付する。

イ 説明請求の期日等

総合評価点についての説明を求める場合には、市が総合評価結果を通知した日の翌日から起算して2日以内（期間中の市の休日を除く。）に那須塩原クリーンセンターへ書面（書式は自由）を持参することにより、説明請求を行うものとし、受付時間は9時から17時までとする。

ウ 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して2日以内（期間中の市の休日を除く。）に書面により行う。

(7) 落札者の決定

市は、選定委員会の審査を基に「落札者」を決定する。

3 落札者決定後の手続

市は、入札説明書等及び落札者の提案内容に基づき、落札者と契約を締結する。

(1)基本協定の締結

落札者決定後、市と落札者は速やかに基本協定を締結する。

(2)契約詳細の協議

市と落札者は事業契約の締結のために事業契約書（案）の内容を協議し、お互いに共通の理解を得て、疑問点を解消するために実施する。

(3)契約の締結

市は、落札者と本事業にかかる事業契約を締結する。事業契約の締結をもって、落札者を受託者とする。

第4 入札保証金、契約保証金

1 入札保証金

免除とする。

2 契約保証金

契約保証金は、事業期間中に市が支払う各年度の委託料の額の100分の10以上の金額とする。ただし、落札者が契約保証金に代わる保証等の担保を市へ提供した場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。詳細は、「事業契約書（案）」第7条を参照のこと。

第5 その他

1 費用負担

本入札説明書による全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

2 使用言語等

本入札説明書に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また入札書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

添付資料－1 配布及び閲覧資料

1 配布資料

情報開示を希望し、申込みのあった応募者に対して以下の資料を配布する。

- ① 第2期ごみ処理施設（熱回収施設）建設工事 発注仕様書
- ② 第2期ごみ処理施設（リサイクルセンター）建設工事 発注仕様書
- ③ 那須塩原クリーンセンター パンフレット

2 閲覧資料

情報開示を希望し、申込みのあった応募者に対して以下の資料の閲覧を認める。

【第2期ごみ処理施設（熱回収施設）建設工事竣工時の完成図書】

- ① 竣工図
- ② 取扱説明書
- ③ 取扱説明書概要版

【第2期ごみ処理施設（リサイクルセンター）建設工事竣工時の完成図書】

- ① 竣工図
- ② 取扱説明書
- ③ 取扱説明書概要版

【本件施設の運営維持管理に係る実績報告書】

- ① 運転日報・月報・年報
- ② 点検・検査結果報告書
- ③ 施設維持管理報告書
- ④ 修繕・更新報告書
- ⑤ 設備機器台帳
- ⑥ 備品・予備品台帳
- ⑦ 消耗品台帳

添付資料-2 落札者決定基準

1 基礎審査

入札参加者が提出した事業提案書により、次に示す基礎審査項目を満たしているかどうかを確認する。

- ◆ 提出書類の整合確認
 - 必要な書類がそろっているか。
 - 書類間の整合が図られているか。
- ◆ 事業提案書の要求水準確認
 - 事業提案内容が要求水準を満たしているか。

2 総合評価の方法

(1) 総合評価点の算出方法

基礎審査項目を満たしていることを確認できた入札参加者を対象として、「非価格要素審査」及び「価格審査」を実施し、それぞれ「非価格要素点」及び「価格点」として点数化する。これらの非価格要素点と価格点の合計により「総合評価点」を算出し、最も高い者を優秀提案者として選定する。

総合評価点は、100点を満点とし、非価格要素点と価格点の比率は50：50とする。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素点} + \text{価格点}$$

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素点が高い者を選定する。非価格要素点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない市職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

非価格要素審査及び価格審査それぞれの点数化方法等については、以下に示すとおりである。

(2) 非価格要素審査

① 審査項目及び配点

非価格要素の審査項目及び配点ならびにそれぞれの審査項目の評価の視点及び評価の内容は、表-1に示すとおりである。

表-1 非価格要素の審査項目及び配点並びに評価の視点等

審査項目	配点	評価の視点	評価の内容
(1)運営体制	15	①本件施設を安定的・効率的・一体的に統制することが可能な運営体制 ②セルフモニタリングの実施体制 ③運営準備業務の実施体制	①本件施設を安定的・効率的・一体的に統制することが可能な運営体制及び役割分担となっており、それぞれの考え方が経験に基づき適切かつ具体的であるか。必要かつ十分な経験を有した有資格者などの配置、灰溶融施設の運転や労働環境を考慮した適切な運転人員体制作りが経験に基づき適切かつ具体的であるか。また、灰溶融施設が運転停止状態となった場合の灰溶融施設の日勤者及び直勤者の役割分担が適切かつ具体的であるか。(関連様式：7-7)。 ②本事業の実施について、受託者が自らをモニタリングする体制及び市への報告体制が確立されているか。また、そのモニタリングの方法が経験に基づき適切かつ具体的であるか。 ③運営準備業務の実施方法、実施スケジュール及び実施体制が経験に基づき適切かつ具体的であるか。現契約者から円滑な業務の引継ぎが行われるための提案が経験に基づき適切かつ具体的であるか。
(2)運転管理業務	6	①受付・計量業務、搬入管理業務に関する提案 ②事業期間終了後の運転管理業務の引継方法に関する提案	①受付・計量、搬入管理に関する提案が経験に基づき適切かつ具体的であるか。 ②事業期間終了時における新たな事業者等への運転管理業務の引継方法に関する提案が、経験に基づき適切かつ具体的であるか。
(3)環境への配慮	3	①環境に関する提案	①運営の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限に抑える環境保全、運転員の作業環境、地球温暖化防止、リサイクル率向上に配慮した提案が経験に基づき適切かつ具体的であるか。
(4)維持管理業務	8	①維持管理計画に関する提案	①市は、本件施設を本事業終了後も10年以上にわたり使用を続ける予定である。本件施設の本事業終了後も含めた平成30年度からの長期間の維持管理計画が、灰溶融施設運転状態及び灰溶融施設運転停止状態の双方において経験に基づき適切かつ具体的であるか。(関連様式：7-5及び7-6)。
(5)清掃業務	5	①清掃業務に関する提案	①p4表1「本件施設の概要」を参考に、本件施設の施設毎の清掃業務の実施方法が経験に基づき適切かつ具体的であるか。
(6)リスクへの対応能力	8	①ごみ質変化・ごみ量変動への対応 ②防災管理業務に関する提案 ③放射能対策に関する提案	①ごみ質変化・ごみ量変動に対応した運転管理業務及び維持管理業務の考え方が、経験に基づき適切かつ具体的であるか。 ②火災、震災、重故障等の非常時における運転管理体制・対策・対応マニュアル等の提案が、経験に基づき適切かつ具体的であるか。 ③放射能対策のための従事者の線量管理及び安全確保に関する提案が適切かつ具体的であるか。
(7)地域振興	5	①地域振興	①委託料に対する地元企業への発注額の割合が大きいのか。地元企業の具体的な役割が記載され、地元雇用や地元企業への貢献など地域経済への配慮が経験に基づき適切かつ具体的であるか。障害者雇用への配慮が経験に基づき適切かつ具体的であるか。
合計	50		

② 審査項目の採点基準

表-1 に示す審査項目の採点基準及び得点化方法は、表-2 に示すとおりである。得点は、各審査項目について小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出する。

表-2 審査項目の採点基準

評価	採点基準	得点化方法
A	応募者独自の提案であり、その効果に大きな期待ができる	配点×100%
B	提案の効果に大きな期待ができる	配点×75%
C	提案の効果に期待ができる	配点×50%
D	提案の効果にあまり期待ができない	配点×25%
E	提案の効果にほとんど期待ができない	配点×0%

(3) 価格審査

価格点については50点満点としており、以下の式により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

※得点は小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出する。